

第一三帝国議會貴族院諮詢の「華族令」改正問題について

小林 和 幸

はじめに

明治一七年に公布にされた「華族令」により、それまでの旧身分（旧公卿・旧諸侯など）による華族に、国家への勲功による華族を加え、公・侯・伯・子・男の五爵制が整えられ来たるべき議會制度の創設に備えられた。

この華族令については、新たに施行される「民法」との整合性をはかる必要や、山県有朋や青木周蔵の意見書提出によって既存の華族制度に存する諸問題が提示されたことを受けて、その改正を検討する必要がある。そのため明治二四年五月六日宮内省に爵位局長岩倉具定を委員長とする爵位規程取調委員が置かれ、華族令の改正に向けての議論がなされている。同委員会では「一、授爵ノ区域ヲ拡張スル事、二、新陳代謝ノ道ヲ開ク事、三、教育ノ度ヲ高ムル事、四品位ヲ保護スル事」^①が議論された。同委員会は、この時には、爵の性格及び授爵の手續きに関する規定の「授爵条例」と華族を支配する諸般の規則である「華族令」の二種類の草案を起草したが、井上毅の改正自体に対する反対が有り、また

民法の施行が延期されたため、一旦改正は中止となる。

一方で、明治二六年九月、同委員会へ「一、華族ノ死後養子ニ対シ其ノ榮典ヲ享有セシムルノ可否、一、華族監督上爵位褫脱及礼遇停止等制裁ノ規定、一、政府ノ保証又ハ特別ノ監督ニ属スルニ非サル銀行又ハ会社ノ株券モ仍ホ華族世襲財産ト為スヲ得セシムル可否」についての意見が求められた。^②このうち、華族の懲戒規定については、華族令に追加すべきとされ、その「華族令追加案」は、枢密院及び貴族院（華族令は、貴族院令第八条「貴族院ハ天皇ノ諮詢ニ応ヘ華族ノ特權ニ関ル法規ヲ議決ス」との規定により貴族院に諮詢される）で審議され、明治二七年爵位の褫奪、榮典の停止などの規定が追加された。^③

さらに、民法が明治三一年六月に公布され、同七月施行されることになったことを受けて、あらためて華族令の改正が問題となった。改正草案の作成は、爵位規程取調委員会において、先の審査結果を踏まえ新たに「華族令改正案」として作成され、貴族院の審議と修正さらに、帝室制度調査局での審議と修正、上奏裁可を経て、明治四〇年五月七日、「皇

室令第二号」として公布されるに至る。

この華族令の改正過程について、筆者は既に「華族と隠居⁽⁴⁾」という小稿により、華族の「隠居」が全面的禁止から民法の規程による隠居許可に至る過程を中心に論じた。但し、この改正過程における重要点は、「第一、華族ノ女戸主ヲ認許スル事、第二、華族ノ隠居ヲ民法ノ許ス限リ認許スル事」の二点である。したがって、本稿では、華族令改正過程における、先の小稿で触れられなかった諸点、すなわち「隠居」許容規定の宮内省での検討問題、さらに第一三議会の貴族院審議における華族の定義の問題や「女戸主」の認許規定、女系男子相続問題などについて、検討したいと思う。

なお、この華族令の改正については、酒巻芳男の周到な研究がある⁽⁵⁾。

酒巻の研究は、宮内省内の史料を使った現在でも最も信頼すべき研究であるが、貴族院の秘密会の議事録を検討することができなかったことなどから多少の不備が残る。現在は、旧宮内省の公文書などの多くが宮内庁によって公開され、貴族院の議事録も本会議や委員会、秘密会のものも刊行されているので、本稿は、それらを使い、華族令の審議過程を明らかにしていこうと考えている。したがって酒巻の研究で明らかにされている点は行論上必要の範囲にとどめ、なるべく重複を避けるようにしつつ、従来示されていない史料を紹介しながら検討することに配慮した。適宜、酒巻前掲書及び前掲拙稿を参照していただきたい。

一、明治天皇と「隠居」規定

前掲拙稿では、華族の隠居規定が、宮内省での検討段階において当初の隠居禁止条項の改正（許容）方針から許容範囲の限定（原則禁止）方針へ推移することを検討した。その際、条文確定に明治天皇の意向が関与したことを指摘すると共に、明治天皇の意向の背景について「徳大寺実則日記」を用いて考察した。

この件について、宮内省の記録「明治三十一年華族令改正案上奏ノ節隠居ノ条文ニ付、勸慮ノ次第覚書」⁽⁷⁾（以下、「覚書」と略す）がある。この「覚書」について、前掲拙稿では、余り触れられなかったが、貴族院諮詢案の確定までの過程を考える上で、興味深い内容を持っているので、紹介しながら検討しておきたい。

明治一七七年公布の華族令第七条は、「本人生存中相続人ヲシテ爵ヲ襲カシムルコトヲ得ス」とされ、隠居は禁止されていた。しかし、先にあげた爵位規程取調委員会は、明治二五年一二月段階の草案では「民法ニ規定セル隠居家督相続ノ特別規定ニ依リ隠居セントスルモノハ、予シメ宮内大臣ヲ經由シ讓爵ノ勅許ヲ受クヘシ、勅許ヲ經スシテ隠居シタルモノハ華族ノ榮典ヲ失フヘシ」⁽⁸⁾（第九条）として、宮内大臣を経由しての「勅許」は必要とするものの実質的に民法の規定に準拠して隠居を許容する改正案を準備していた（前掲拙稿参照）。

その後、明治三一年公布の民法にあわせた爵位規程取調委員会で、再びこの隠居問題が審議された。「覚書」は、この華族令改正に際して、改正の内容について上奏裁可を得ようとしたときのものであった。爵位

規程取調委員会は、草案として「隠居ヲ為シタル者ハ華族ノ榮典ヲ失フヘシ 但精神若クハ身体不治ノ重患ニ因リ隠居ヲ為スモノアルトキハ其家督相続人ニ爵ヲ襲カシムルコトヲ得 此場合ニ於テハ戸籍吏ニ届出ツル前ニ於テ宮内大臣ノ許可ヲ受クヘシ」(第七条)との条文を準備し、明治天皇へ上奏した。

しかし、この条文に対して明治天皇は、強い「勲慮」を示したようなのである。酒巻は、この明治天皇の「勲慮」を「有爵者の隠居の可否に付いて思召もあつた」と記す。筆者も勲慮が隠居の可否を論ずるものであつたと捉え、前記拙稿において、その背景として、明治天皇の華族に對する意識を考えてみた。

いずれにしても「勲慮」によつて、条文は修正を迫られる。その点について、この「覚書」には、以下のように「勲慮」後の宮内省の対応を記している。

勲慮ノ趣侍従長へ御沙汰ノ次第モ之アルヲ以テ岩倉委員長ハ臨時委員會ヲ開キ左ノ如ク修正可決シテ宮内大臣へ上申セリ。

第七条 華族ハ其榮典ヲ辞スルニ非サレハ隠居ヲ為スコトヲ得ス

右、修正文ヲ以テ宮内大臣ヨリ、勲慮ヲ伺ヒ奉リタルニ御嘉納アラセラル。然レトモ事、民法ニ關聯スル重要ノ件ナルヲ以テ再ヒ法制局長官ノ意見ヲ徴シタルニ同長官ハ、修正文ハ榮典ヲ辞セスシテ隠居ヲ為シタルトキノ制裁ナシ。若シ民法ニ依リ隠居ヲ為シ戸籍吏誤テ登録シタルトキハ疑義ヲ生ストシ、左ノ如ク修正セリ。

第一三帝國議會貴族院諮詢の「華族令」改正問題について

第七条 華族ハ精神若クハ身体不治ノ重患ニ因ルニ非サレハ隠居ヲ為スコトヲ得ス

前項ノ規定ニ違反シテ隠居ヲ為シタル者ハ華族ノ榮典ヲ失フヘシ

戸籍吏ニ届出ノ前ニ於テ宮内大臣ノ許可ヲ受クヘキコトニ就キテハ第九条婚姻養子縁組ノ下ニ隠居ノ二字ヲ加ヘハ足ル。

是ニ於テ岩倉委員長ハ再ヒ臨時委員會ヲ開キ法制局長官ノ修正文ヲ審議可決シ宮内大臣ニ上申セリ。

以上の史料から見れば、爵位規程取調委員会は、華族令改正案を貴族院に諮詢する段階では、全面的な隠居の許可には否定的で原則禁止の上、例外規定を設ける意図であつたわけであるが、明治天皇は、それでも、その規定に満足せず修正を迫つた。その後の天皇が同意した修正条文は、文字通りに解釈すれば、民法上隠居は許さざるを得ないとしても「華族ハ其榮典ヲ辞スル」という覚悟を持たなければ、「隠居ヲ為スコトヲ得ス」というものであつた。このことから、明治天皇の華族の隠居についての強い意向がわかるであろう。その背景には、前掲拙稿で指摘しておいた通り、天皇の藩屏としての責任を尽くして欲しいという明治天皇の華族に對する強い期待が反映されていると思われる。

しかし、史料にある通り、天皇が「嘉納」したこの条文は、法制局長官(梅謙次郎)の意見によりさらに修正されて、それが、上奏裁可を経て貴族院へ諮詢されたのであつた。

華族令改正案は、第一二議會の貴族院に諮詢されたが、同議會は衆議

院解散のために改正案は審議未了に終わり、その結果第一三議會に改めて諮詢されることになるが、第一三議會での貴族院におけるこの隱居問題の審議については、前掲拙稿で論じているのでそれに譲る。貴族院では、結果として隱居の制限を撤廃し、民法の規定による隱居許可の議決をなしたのであった。

二、第一三議會貴族院特別委員会における論議——「華族の定義」問題

次に、華族令改正問題で隱居許可の問題とならば重要問題であつた「女戸主」の容認について検討するが、そもそも華族令改正案の審議を考へる上で重要なのは、華族とは何を指すかという華族の定義についてであつた。すなわち華族は、有爵者本人を指しその家族は有爵者の存在によつて「華族」という族称を称することが出来ると考へる「狹義」に解釈するか、華族は有爵者のみならずその家族をも含むという「広義」に解釈するかという問題である。この点は、この時まで宮内省では「狹義」の解釈をとる立場だつたようであるが、貴族院での論議に見られるように実際には、曖昧なところがあつた。貴族院での審議の中で、その確定の必要が迫られていく。

なお、華族令改正問題を考える際に留意すべきなのは、貴族院の審議で疑問の提示があり、それを受けて宮内省や法制局の協議、さらに協議の結果による貴族院の議論と修正案の提示といったように、修正の内容が段階的に変わっていることである。酒巻前掲書では、貴族院での審議状況に充分には言及していない（酒巻は秘密会の議事録を検討していな

いと思われる）ので、以下、貴族院の審議を中心に検討しておきたいと思う。

先ず、第一三議會の貴族院の特別委員会で、華族の定義が問題となつている。それは、明治三十一年二月二〇日の委員会における華族令改正案第三条に関する質問に際してであつた。華族令改正案の第三条は、この後、たびたび議論となるので、以下に掲げておく。

第三条 爵ハ男子ノ家督相続人ヲシテ之ヲ襲カシム 左ニ掲クル者

ニ非サレハ爵ヲ襲クコトヲ得ス 但華族ニ列セラル、前推定家督相

続人ト為リタル者ハ此限ニアラス

一、六親等内ノ血族

二、血統アル分家ノ戸主

三、血統アル本家若クハ分家ノ家族

四、華族ノ籍内ニアル者

(以下略)

この条文についての質問で注目すべきは、条文中の「四、華族ノ籍内ニアル者」という文言の解釈についての堀田正義の発言である。堀田は、明治二十七年の華族令追加の審議において「華族ト云フモノハ戸主ニ限ル有爵者ノミヲ華族ト云フノデ其他ハ華族ト称セラレナイト云フコトデ」あつたと述べ、そうすると「例ヘバ私ノ子供ガ沢山アルソレガ若モ何カ自分ノ名前ヲ記シテ族籍ヲ記セト言ハレタ時分ニ有爵者籍ト書クカ華族ト書クカ」と質したのである。政府側からの説明員となつた桂潜太郎（宮内省爵位局主事）は「華族ト云フモノハ何処マデモ法律上華族ノ戸

主ニ限ル」とし「普通ニ族籍ヲ書クニ士族トカ華族トカ書クト云フコトハ唯我國ノ種族制度ガ華族士族平民ト云フコトニナツテ居リマスカラ、其大別ヲスルトキニハ便宜上サウスルノデアラウト思ヒマス」と述べ、⁽¹⁰⁾華族を狭義に解釈している。

ところが、翌日の委員会で、再びこの定義が問題となり、松岡康毅から「皇室典範ノ華族ト云フモノハ戸主ニハ限ラナイ」との質問があつた。⁽¹¹⁾これは、皇室典範の第三九条に「皇族ノ婚嫁ハ同族又ハ勅旨ニ由リ特ニ認可セラレタル華族ニ限ル」とあり、ここで言う華族は、有爵者では無くてその娘などであり、宮内省の狭義の解釈と矛盾するという点を指摘したものであつた。この質問には平田東助法制局長官が、華族の定義は皇室典範によらず華族令によると答え、さらに質問があつた後、堀田正養から「ドウカ定義ト云フモノヲ宮内省ナラ宮内省ノ方デ御詮議ニナツテシツカリ御答ヲ願ヒタイ」と発言があり、曾我祐準から「凡テ華族ハ広イ方ノ意義ヲ取ツテ家族ヲ籠メテ華族ト云フ解釈ヲ下シタラドンナモノデセウ」という華族令を修正して広義に解釈してはどうかとの案が示されている。

こうした議論を受けて、明治三十一年一月から翌年一月の間に宮内省での検討が行われた。さらに法制局との協議も行われている。検討は、華族とは何かという華族の定義とそれと関連した民法の家督相続規定（民法規定により法定相続人が女子であつた場合、当時の華族令によると、爵を襲けないことにより華族の身分を失う）に関わり華族の女戸主を認めるか否かという問題であつた。

その際、特に伊藤博文の見解がその解釈において重視された。この点を明らかにする「華族令取調書類」所収の史料がある。⁽¹⁴⁾

この史料によると、明治三十一年一月、法制局において法制局長官平田東助、法制局参事官亀井道三郎、同柴田家門、宮内省爵位局主事桂潜太郎によつて協議された。法制局の協議により「一、華族ノ称号ハ憲法上天皇ノ大権ニ基ケル栄典授与ナレハ公權ト看做スコト、一、華族ト爵トハ別ニスルコト、爵ハ政權ノ附随セルモノナルモ華族ハ士族ト同シク何等ノ特權ナキニ付公權ト看做スモ重キヲ措カサルコト、一、華族ノ家族ハ戸主ノ分限ニ從ヒ華族ト称ス」とされ、その結果「華族令ニ於テハ爵ハ男子ニアラサレハ襲クコトヲ得サルコト從前ノ如クスルモ華族ノ称ハ女戸主家督相続ヲ為シタルトキト雖モ失ハシメサルコト」として、華族の女戸主を認める案を作成した。

このような結論により、華族令の修正案を準備し、その修正案について、広橋賢光調査課長及び桂主事が「伊藤侯（伊藤博文Ⅱ（一）内筆者）ノ意見ヲ聞キ又修正シテ侯ノ同意ヲ得タ」という。⁽¹⁵⁾伊藤の意見の箇条は、酒巻前掲書に引用されているが要約であつて正確な引用では無いので、多少長いが以下「華族令取調書類」から直接引用しておく。

三十二年二月四日夜大磯ニ於テ伊藤侯ト会見、侯ノ意見ノ摘要

一、爵ハ人ニ属セス家ニ属ス。爵ハ世襲ナリ既ニ世襲タリ、其家族ハ之ヲ承継スル權利アリ。

天皇力之ヲ授与セラル、ハ素ヨリ大権ニ出ルモ一タヒ世襲トシテ授与セラレタル以上ハ之ヲ奪フヘキニ非ス。換言スレハ之ヲ襲カシメ

スト云フコトヲ得ス。

刑法処分、懲戒処分力之ヲ奪フハ消極的ニシテ自失スルハ資格ヲ欠クカ相続人ナキトキナリ。

一、爵ノ承継ハ男系ノ男子ヲシテ襲カシメ男子ナキトキハ断絶ス。女子ハ絶対的之ヲ襲カシメストスルコト授爵制度ノ精神ナリ。此精神ヲ変セサルヲ第一トス。

然レトモ之ヲ酷ナリトシ又宮内省カ戸籍ヲ管掌スルヲ得サルコトニ至リタル為メ民法ノ規定ニ依リ失爵ノ家多キヲ患フルカ為メニ女戸主ノ華族ヲ認ムルトナラハ其女戸主ニ爵ヲ襲カシメサルヘカラス。

何トナレハ爵アリテ華族ト云ヒ得ヘシ。無爵ノ華族アルヘキ筈ナシ。試ニ一条、公爵ヲ華族ト称スルハ公爵ト云ヘルモノアルニ依ル公爵ナクシテ華族ノ名ヲ生セス。所謂実ナクシテ名生セサルナリ。

又女戸主ヲ認ムルハ民法ニ依リ相続ヲ為シタルモノヲ認ムルニアリ、相続トハ何ソ其家ニ属スル前戸主ノ有セシ完全ナル權利ヲ承継スルノ謂ナリ。爵モ亦世襲ノ權利ナレハ爵ノミ相続スルヲ得サルノ理ナシ。

爵ノ働キカ伯子男爵選挙規則ニ依リテ政^{ボリチカルライ}権ト見ルヘキモ爵其物ヲ直チニ公權ト見ルヘカラス。

この伊藤の意見を反映して、法制局の協議では「是ニ於テ付箋ノ修正ヲ為シ女戸主ニ爵ヲ襲カシムルコト、セリ¹⁸」という結論に一旦は達した。すなわち、その該当部分の修正案は、「第三条 爵ハ男子ノ家督相続人ヲシテ之ヲ襲カシム女子ニアリテハ推定家督相続人ニシテ戸主ト為

リタルトキニ限り爵ヲ襲クコトヲ得 其女戸主ニシテ入夫ヲ為シ入夫カ戸主ト為リタルトキハ仍ホ爵ヲ襲クコトヲ得¹⁹」とされた。ここで注目すべきは、伊藤が爵位の男子相続の原則を重視しながら華族の女戸主を認め、さらに華族は有爵者であるとの観点から女戸主に襲爵を認める見解を有し、その観点で一度は修正案が作成されているということである。もとの爵と華族を分ける法制局協議案への極めて大きな変更であったというべきであろう。但し、この伊藤の見解を踏まえた修正にさらに別の修正も加えた修正案について「大臣官房ニ於テ評議シタルニ決定ニ至ラス²⁰」であつて、最終的な結論は持ち越された。

また、華族の定義に關しても宮内省爵位規程取調委員會の協議の後、伊藤博文の見解を質している。その経過を示す史料を以下に引用しておく。²¹

一 華族ノ定義

華族ノ定義ニ付テハ貴族院特別委員會ニ於テ狹義ノ解釈ヲ為シタルニ他ノ法文上抵触スルノミナラス、華族令自身モ条文ノ上ニ撞着スル処アリ。然レトモ猶狹義說ヲ取りテ別紙ノ通解釈セリ。

宮内省爵位規程取調委員會ハ六名ニ対スル一名ノ異議アルノミニテ之ヲ可決シ宮内大臣ヘ差出セリ。大臣ハ之ヲ伊藤侯ニ協議セラル。

桂爵位局主事ハ^{アキマ}日伊藤侯ニ帝國ホテルニ謁シ侯ト問答ス。其要左ノ如シ。

侯ノ大体ノ意見

一、華族ノ称ハ私權ナルコト

二、華族ノ称ハ個人ヲ官位ニ叙任スルト異ナリテ家ニ属ス。故ニ有爵者ノ家ヲ華族ト称スルコト

三、華族ノ家族ハ華族ナルコト猶士族平民ノ家族カ士族平民ト云フカ如シ

四、華族ナルカ故ニ礼遇ヲ享ケシメサルヘカラスト云フノ理ナキハ士族ニ礼遇ナキカ如シ

五、華族ニ列スルノ辞令ハ重複ナリ。将来廃シテ可ナリ。何トナレハ爵ヲ授ケラレタルモノ、家ヲ称シテ華族トスルモノナレハナリ。六、華族ノ称ハ歴史的自然ニ得タルモノナレハ奪フヘキモノニアラス。

七、法律上支障ナキ様ニスルハ宜シ。華族ハ個人ト見ルヘカラス。一家族ト見ルヘシ而シテ此一家族ハ歴史的自然ニ得タル公卿諸侯ノ総称ナル事実ヲ害セサル様ニスヘシ

八、毛利元徳、三条実美等ノ夫人ニ公爵ト称セシメサル宮内省ノ解釈ハ誤謬ナリ。皇后モ天皇崩御ノトキハ皇太后ト称スルニ非スヤ。後室公爵夫人ト称シテモ宜シ。

この伊藤の見解に対しさらに桂主事が質問し、伊藤はそれに答えている。たとえば、一、について、桂主事が華族の称は公権であるとし、刑法や戸籍法を引いて「刑法カ公権トシテ剥奪ノ旨ヲ戸籍吏ニ通知スル」と述べたことに対して、伊藤は「華士族ノ称ハ（刑法で剥奪の対象とされる）貴号ト見ルヘキモノニアラス」としている。また、三、について華族の家族中にある可能性がある民法により任意に入籍した者の取り扱

いについて質したのに対し、伊藤は「同シク家族ナルモ彼輩ハ華族ト称セシムヘカラス」とし、五、について、士族平民の授爵の際、戸籍法においては、華族に列するの辞令なくては族称変更の届けが出来ず、華族に列するは憲法上天皇大権による、との質問に対しては、「法律上ニ華族ノ称ヲ云々スルハ誤解ヨリ出ルモノナリ。華族士族ノ称号ノ中ニ如何ナル特権礼遇ノ事実アルカ又天皇大権ノ発動ヲ云々スベキモノニアラス。爵ヲ授ケラルハ、ハ大権ノ発動ニ依ルモ爵ヲ授ケラレタルモノハ自カラ之ヲ貴族ト称スヘシ。華族ト称スルハ猶貴族ト同意味ナリ。故ニ有爵者ニ政權ヲ付与セラル、モ華族院ト云ハス貴族院ト云フニアラスヤ」と述べている。六、についても、士族から爵を授けられた者は歴史的自然に得たる称とは言えないとの質問には、「爵ノ出来ザル以前木戸大久保等ヲ華族ニ列シタルハ公卿諸侯ノ総名ナル華族ニ准スルトノ意味ナリ。其後ハ華族ニ列スルト云ハス。爵ヲ授ケラルレハ足レリ。ソレヲ誤テ先例ニ依リテ為セシモノナラン」と述べている。伊藤の考えでは、華族に列すとの辞令は不要とするものであった。また、華族は奪うべきものにあらずとすれば、華族令第四条でも女戸主にも華族の称を与え置いて然るべきなのに華族の栄典を失う規定とするのは何故かとの問いに伊藤は「書テアルカラ栄典ヲ失フ書テナケレハ其称ヲ失ハス」と述べている。

このような伊藤との問答も踏まえて、貴族院の審議で問題となっていた華族の定義を「華族ノ定義ハ種々ナル方面ヨリ觀察シ利害攻究ノ結果、遂ニ広義ニ解釈スルコトニ決シ而シテ親族入籍ニ依リ家族ト為ル者ハ宮内大臣ノ許可ヲ受ケシムルコト、シ許可ヲ受ケスシテ入籍シタルモ

ノハ華族ト称セシメサルモノトス⁽²²⁾との解釈が成立した。

この解釈が、明治三十二年二月一五日の貴族院特別委員会で、「華族ノ定義ニ付キマシテ御確答ヲ申上ゲルコトニ致シマス。デ昨年ノ委員会ニ於キマシテハ狹義ニ解釈スルト云フコトニ説明ヲ致シマシタ所ガ、段々此宮内省ニ於キマシテ此法文的解釈、精神的解釈、習慣的解釈ト此三ツノモノカラ攻寄セテ見マシテ遂ニ此華族ノ定義ト云フモノハ広義ニ解釈スルガ当然デアルト云フコトニナリマシテゴザイマス⁽²³⁾」と桂主事から言明されて、「広義」の解釈に変更され貴族院の審議が進むことになった。

ただし、この華族を広義に解釈することは、以下の如き問題があるとする宮内省内の見解もあった。⁽²⁴⁾ 華族の籍内にある者を悉く華族として礼遇することになるが、その中には賤業を営む者もあり「帝室ノ尊嚴ヲ冒シ」するおそれがあること、また華族令の華族に対する制裁は戸主などの外に及ばないが、華族の籍内にある者すべてについて統御を行うことは困難であること、華族と皇族は違い、皇族の要素はその出生にあり、華族は大権の発動にあらざれば華族の称号は成立しないこと、華族の家に生まれず私権の行使により自由に入籍した者を貴号を享有するものとすれば、「国ノ瞻望タル華族ノ栄典ハ自ラ社会ノ尊敬ヲ失フト共ニ其実権ヲ失フニ至⁽²⁵⁾」るといった理由により、華族は有爵者のみとの狹義の解釈を取るべきだとするのであった。

このような状況もあって、後の帝室制度調査局における再検討の際に、もう一度「狹義」の解釈に修正される(後述)。

いずれにしても、貴族院の審議の段階では、華族の定義は「広義」に

解釈することが、宮内省から表明され、特別委員会の審議の中でも桂主事から広義の解釈になったから整合性をはかるために、条文について「広義ニナリマシタニ付キマシテハ自ラ修正ヲ致シマセヌケレバナリマスマイト思ヒマスル所ハ此七条ニ華族ノ戸主ト云フコトヲ入レ、夫レカラ華族令ノ十条ト十一條ト十七條ニ戸主ノ字ヲ入レマシタナラバ華族令ノ広義ニ解釈致シマシタ結果トシテ貫クコトデアラデアラウト考ヘマス⁽²⁶⁾」と、修正を求めている。

また、特別委員会での特に重大な修正としては、当初の宮内省原案で女系相続をある程度認めている点を、男系に限定した点が挙げられる。

そもそも、一二月二一日の特別委員会では、鍋島直彬から第三条(前掲参照)の二に掲げる「二、血統アル分家ノ戸主」の「血統」は「男統」の血統に限るかとの質問があったが、説明員の桂主事は「是ハ何処マデモ男統―男子ノ血統ヲ指シタモノデゴザイマス」とする一方、「其他ノ一ノ親等ノ血族ト云フ様ナモノニナリマスレバ是ハ其現戸主カラ言葉ヲ立テマスツコデ女系モ這入ル。例ヘテ申シマスレバ女子ヲ他家ヘ縁付ケマスツサウシマスツ其他家デ生ダ所ノ子供ハ即チ外孫ニ当リマス。丁度二等親⁽²⁷⁾ニナルカラ此中ニ女系モ籠リマス」と述べて、分家からの養子などは男統に限るが、一、の「六親等ノ血族」について「女系」も承認するとの言明があった。

しかし、明治三十二年二月一六日、尾崎三良から「此華族令ト云フモノハ矢張皇室ノ繼承ノ順序ト同ジャウナ精神ヲ有ツテ居ル、デ御承知ノ通り皇室ハ男統⁽²⁸⁾デ無ケレバイカヌト云フヤウニ決ッテ⁽²⁹⁾」いるという観点か

ら、条文中の一、を「六親等内男統ノ血族」と修正すべしとし、さらに議論が進む中で二、を「男子ノ血統アル本家又ハ同家ノ家族若ハ分家ノ戸主又ハ家族」と修正するなどの意見があった。これは、「男統」や「男子」という文言を付け加えて、「六親等内ノ血族」には女系男子相統を認めていた点を改め、男系相統の原則を明示しようとしたものであった。この意見は、華族として不適当な者にまで相統の範囲が広がることを防ぐとする観点から、特別委員会においては多数の賛成を得て可決修正された⁽²⁸⁾（しかし、この点は次の全院委員会で再修正される⁽²⁹⁾後述）。こうして特別委員会の段階で、華族を広義に解釈するという宮内省側の協議の結果が反映されて、華族令の修正が行われたが、宮内省内で採用される方向にあった女戸主の容認については、まだ貴族院側に示されていないかったようである。

この女戸主容認問題は、次章で検討する通り特別委員会修正案を更に修正した黒田長成修正案において提示され、貴族院の秘密会で行われた全院委員会（特に慎重な審議が必要とされる重要問題で全議員が委員として審議に加わる委員会）において審議可決される。

三、貴族院全院委員会における論議

―「女戸主」容認と「女系」男子相統の容認問題

次に、貴族院の全院委員会における審議過程を見ていく。

二月一六日付で特別委員会委員長徳川家達から貴族院議長近衛篤麿に報告された修正案が、二月二一日の貴族院本会議で審議された。この会

議は、内容が公表されない秘密会で行うことが徳川委員長から要求され、さらに近衛篤麿貴族院議長の「本問題ハ華族ノ特權ニ関シマス重大ノ問題⁽²⁹⁾」であるから全院委員会で十分審議を尽くすべきとの発言によって、全院委員会で審議される事になった。

二一日には、先の特別委員会修正案の説明と質問が行われた。このうち、大原重朝の質問で、「家督相統人ガ女デアツタナラバ矢張り華族ノ榮典ヲ失フ」という華族令の問題点について「斯ウ云フ憂ノ無イヤウニシタイ」との質問に対して、華族令改正の特別委員会副委員長であった曾我祐準は「此案ハ十分トモ思ツテ居リマセヌカラ幸ニ延期ニデモナリマシタラ尚ホ考ヘマシテ一個人若クハ委員ノ多数トシテ修正ヲ出スカ知レマセヌガ、ソレハ未来ノコトデアル」と述べている通り、女戸主に関する修正案を曾我らは準備していたことがわかる。この曾我の発言の背景には、全院委員会の前には、宮内省側の女戸主容認の意向が曾我らに伝わっていたことがあったものと思われる。

こうして、二月二七日付で、黒田長成・大原重朝・坊城俊章・曾我祐準・岡部長職を發議者、二条基弘外二一名を賛成者とする修正案が近衛篤麿貴族院議長宛に提出されたのである。特別委員会の修正案と比較して重要な変更点は、女戸主を認め入夫又は養子が家督相統したときの襲爵を認めたこと、襲爵の出願の期限を撤廃したこと及び隠居について制限を削除し隠居は民法によることとした点にある。すなわち、これは、先の法制局の協議の結果を踏まえた変更であった。

しかし、さらに二月二八日の全院委員会の開催を延期して、三月一日

に開かれた全院委員会に、二月二七日付修正案と全く同じ五名の発議者（ただし、賛成者は、鍋島直彬、周布公平に変更されている）によるさらなる修正案が、徳川家達全院委員長宛に提出され、先の二月二七日付修正案は撤回された。三月一日付の新たな修正案は、爵の相続者に関する第三条について「男統ノ血族」や「男子ノ血統」という男系相続者の限定を撤廃し、相続の制限は、「宮内大臣ノ許可」に委ねる点で二月二七日付との違いがあった（女戸主の容認や隠居の許可などについては、二月二七日付と同様）。委員会修正案が男系相続を徹底する修正を行っていたものを再修正して宮内省の諮詢原案に戻したのであった。

黒田、曾我らの修正案は、伊藤の見解を踏まえた法制局での修正案と異なり女戸主の襲爵は認めないものの、華族である女戸主を容認し、女系男子相続者の襲爵を認めようとする内容であったのである。

さて、三月一日の全院委員会での黒田提出の三月一日付の修正案が主に審議の対象になった。曾我がその説明にあたっている。曾我は、女戸主に関する修正案を説明して、華族令が「ハッキリト女戸主ヲ認メヌ一事ガアルタメニ近クハ華族ノ家ニ於テニ軒モ絶家ヲシマシタ、已ニ勝伯ノ家ノ如キハ更ニ華族ニ仰付ラレハシマシタガ一時ハ絶家シタノデアリマセウ、……夫レハ即チ女戸主ト云フモノヲ認メヌ所カラ来タル結果デアリマス、……然ルニ此最後ノ修正案ニ於テハ明ニ女戸主ト云フモノヲ認メルコトニナツテ居リマス」³¹⁾と述べているように、この規定が、勝伯爵家（海舟の長男小鹿（明治二年没）の長女伊代子が法定相続人として家督相続したことにより、爵位返上。後、養子の精（徳川慶喜一〇男、

伊代子の夫となる）に伯爵が再授爵された）及び中御門侯爵家（経明の子である法定相続人の万千子家が家督相続したことにより、爵位返上。後、養子の経恭（分家中御門経隆二男）に侯爵が再授爵された）の事例を踏まえての修正案であったことがわかる。華族にとつて民法による法定相続人が女子であった場合は、襲爵できず華族で無くなるおそれがあるという切実な問題であったのである。

また、「男統」を削除した点についての説明では、「男統ヲ取ルト云フ裏ニハ女統ヲ許サヌト云フコトガアルニ依ツテ娘ノ子、即ち真ノ孫、其真ノ孫ガアツテモ家ヲ継ガスルコトハ出来ヌ、又己レカラ云フト姉或ハ妹、其姉又ハ妹ノ子ガアツテモ夫レハ継ガスルコトガ出来ヌ、茲ニ一軒ノ華族ガアツテ其姉ナリ妹ナリガ相当ナ立派ナ所へ嫁ニ往ツテ居ツテ夫レニ好イ子ガアルト云フ時分ニ、其子ヲ持つテ来テ家ヲ継ガスルト云フコトハ随分多イ例デアル、又成ルベクサウサセタイ、然ルニ男統ト云フコトニシテ置クト夫レガ出来マセヌカラ、茲ニハ六親等内ノ血族トシテ男統ト云フコトヲ限ツテ置カヌノデ、殊ニ之ヲ限ツテ置カヌト其足掻ガ付イテ宜イ」³²⁾と述べている。血族からの養子を広く認めても、その制限は「宮内大臣ノ許可」という規定で「怪シイ者ノ血統ヲ避ケ得」³³⁾るとしている。

このように曾我の説明では、華族である爵位の無い女戸主を認めるだけでなく、特別委員会の修正を改め、女系男子への相続も認めようとした。貴族院の議論はこの修正を支持した。

さらに菊池武夫は、黒田修正の「華族ノ戸主死亡ノ後爵ヲ襲クヘキ家

督相続人ナキトキハ華族ノ栄典ヲ失フ 但シ女子ナル法定家督相続人アル場合ハ此ノ限ニ在ラス」との条文をその原案も含めて削除すべしという意見を述べている。菊池は、「現行ノ第四条モ削除ヲナサレマシタナラバ華族ト有爵者ト云フモノハ全ク別デ、華族ノ家ハ万却末代マデ相続人ノアラム限りハ華族ト云フコトデ通ル、併シ爵ト云フモノニ至ツテハ其時々デ有ツタリ無カツタリスル³⁴」とするのである。この主張は華族の相続を守る点で徹底しており、爵位の無い女戸主を容認した場合、整合性が高いものであったが、曾我などは、菊池の説は「旧来ノ華族令ト云フモノ、性質ガ丸デ違³⁵」うと述べている。また曾我は、「主人ガ有爵者デアルカラ一家ガ皆華族デアルノデ其主人ニ栄典ガナクナツタラ華族ハナクナル³⁶」と述べているので、例外として女戸主を認めても爵があつてはじめて華族であるという理解であつたことが明らかである。

貴族院のこの三月一日及び三日の全院委員会を通じて、概ね黒田の三月一日付修正案が可決され、近衛貴族院議長より諮詢案に対する決議書が上奏された。

以上のように、華族令改正を審議する過程においては、華族の家の継続をはかるという視点が重視されている。そこでは、華族制度の原則、すなわち授爵者は男子に限り、爵があつて初めて華族である、との原則に例外規定を設けることが企図された。その際、伊藤博文は、華族と爵は一致するという点を重視して女戸主に爵を認める（すなわち授爵者を男子に限る考えの例外を認める）考案を示したのに対して、貴族院では、男子の授爵原則を重視して、爵が無い華族の女戸主を認める（すなわち

爵の無い華族を例外的に認める）という見解を採用して華族令の修正案を可決したことになる。

四、爵位規程取調委員会による承認と帝室制度調査局による再修正

その後、貴族院の決議書は上奏、御覽済の後、内閣総理大臣山県有朋から宮内大臣田中光顕に送付された。宮内大臣は爵位規程取調委員会へ送付し、同委員会が再び審査して「実施上差支ナキモノ」との判断を具申書で示している。この具申書は、酒巻前掲書①二三六頁以下に引用がある。この具申書は、女戸主については、民法上、家督相続は被相続人死亡と同時に始まるが法定家督相続人が女子である場合、旧来の華族令によればただちに華族の栄典を失うことになり、それは、「情ニ於テ忍ヒサル所ナリ」とし、また現行華族令において制定発布の当時、便宜的であつたにもせよ女戸主の存在を認めていたこと、また女子相続否認の立法の精神は「大宝令ノ継嗣法カ男統ノ男子ヲ限り養子及女子ニ及ハサルニ則リタルヤ明カナルニ華族令ニ於テハ大宝令ノ禁セル養子ノ相続ハ之ヲ認許シ、独リ女子ノ相続ハ之ヲ否認シタルヲ觀レハ明カニ大宝令ノ継嗣法ノ男統ヲ重ンスルノ精神ヲ一貫スルヲ得サリシモノ³⁷」とし、さらに欧州貴族制度にもその例があるとして認める見解に立っている。

しかし、この華族令の改正が公布されることは無く、五年後の明治三十七年一月になって、「本按ハ現行令ニ比シ原則ヲ変更シタル廉尠カラス猶慎重ノ議ヲ要スルモノト認メ³⁸」、さらに帝室制度調査局の調査に付すべきであると、宮内大臣の田中光顕から上奏され、裁可を経て同局総裁

伊藤博文に審議が命ぜられた。

帝室制度調査局における審査については、酒巻前掲書において検討されている。また、あらためて検討、言及すべき点もあると考えるが、その詳細については、別稿を用意することとしたい。ただここで確認すべきは、前述の女戸主や女系の容認問題については、同局の審査を通じて、結局否定されるに至ったことである（「隠居」については、貴族院修正が採用された）。

その女戸主否認の理由について、明瞭に示している史料がある。それは、「華族令貴族院修正案ニ対スル局議草案³⁹」と題する史料であるが、酒巻前掲書では言及されていないので、以下、これも煩をいとわず、主要な点を紹介しておきたい。女戸主について以下の如く述べている。

貴族院ノ奉答案ニ於テハ襲爵ヲ男子ニ限ルノ原則ヲ維持セルニ拘ハラス、会々法定ノ推定家督相続人カ女子タル場合ニ於テ華族ノ榮典ヲ失ハサルカ為ニ入夫又ハ養子ヲ為シタル後、其ノ入夫又ハ養子ニ襲爵ノ請願ヲ為サシムルノ一策ヲ設ケタリ、然レトモ是レ極メテ拙策ニシテ断シテ取ル可カラサルモノト認ム。其ノ理由左ノ如シ。

(一) 襲爵ナル文字ノ濫用ニ属スル事

法定ノ家督相続人カ女子ナルトキ入夫又ハ養子ヲ為シテ爵ヲ襲カシムヘシト云フモ是レ其ノ実ハ襲爵ニ非スシテ爵ノ新授ナリ。何トナレハ既ニ冒頭ニ爵ハ「男子ノ家督相続人ヲシテ之ヲ襲カシム」(第三条)トノ原則ヲ置ク然レハ則チ明カニ法定ノ家督相続人カ女子タル間ハ無爵ナラサルコトヲ得ス。而シテ入夫又ハ養子ハ此ノ女子ヨ

リ更ニ其ノ家督ヲ相続スルモノニシテ固ヨリ襲ク可キノ爵アルコトナケレバナリ。畢竟之ヲ襲爵ト云フハ文字ヲ弄シテ巧ミニ男系襲爵ノ原則ヲ回避セントスルモノニ外ナラス。之カ為ニ大ナル不都合ヲ生スルコト次ニ述フルカ如シ。

(二) 無爵女戸主ノ華族アルニ至ル事

法定家督相続人女子ナルトキ之ニ入夫又ハ養子ヲ為サシムルマテノ間ハ其ノ女子ニ於テ一旦家督ヲ相続スルコト民法ノ自然ノ結果ナリ。果シテ然ルトキハ其ノ女子カ戸主タル間ハ全然華族タルコトヲ中止スルカト云フニ、貴族院奉答ノ旨趣ハ然ラス。即チ女戸主ハ爵ヲ襲ク能ハサルモ猶之ヲシテ依然華族ノ榮典ヲ保持セシメントスルニ在リ。貴族院ハ之ヲ以テ一時ノ変体ト視做スカ如キモ、事實ハ必スシモ然ラス。蓋入夫モ養子モ其ノ女子カ成年ニ達シタル上ニ於テ始メテ為シ得ヘキコトニシテ若シ幼年ニ相続ヲ開始シタル場合ニハ十数年間女戸主ノマヽニテ継続セサルヲ得サルヘク：(中略)：奉答案ニハ別ニ期限ヲ附セサルカ故ニ無爵ノ女子ニシテ永ク華族タルニ安スル者アル場合ニ於テハ竟ニ之ヲ奈何トモスヘカラサルニ終ハラン。是ニ於テカ一方ニハ女戸主ノ華族ヲ生シ他ノ一方ニハ無爵ノ華族ヲ生ス、是レ両ナカラ現在ノ制度ト相容レサルモノニシテ断シテ許スヘカラサル所ナリ。

(三) 本邦華族制度ノ基礎ヲ破ル事

本邦ノ華族制度ハ皇位繼承ノ順序ト併行シテ男系主義ヲ取り、仮令養子ヲ許スモ是レ男系ニ養子ヲ為スモノナルニ、一旦女戸主ヲ立ツ

ルトキハ其ノ以下ハ皆女系トナルヲ以テ原則ニ於テ既ニ不可ナリ。

加之本邦ノ慣習未タ女子ノ国事ニ関与スルヲ容レサルカ故ニ女戸主ノ華族ハ皇室ノ藩屏タル義ニ協ハサルノミナラス、其ノ一代ヲ無爵トスルハ斷シテ明治十七年授爵ノ詔旨及各華族ノ賢所ニ奉レル誓旨ニ戻レリ。

〔参照〕(略)

(四) 憲法ト支吾スル事

帝国憲法ニ「貴族院ハ貴族院令ノ定ムル所ニ依リ皇族華族及勅任セラレタル議員ヲ以テ組織ス」トアリテ貴族院令ニハ華族ノ代表権ニ付キ公侯爵ト伯子男爵ニ関スル規程ヲ設ケ、一モ無爵華族ニ及ハス而シテ衆議院議員選舉法ニハ「華族ノ戸主ハ選舉權及被選舉權ヲ有セス」トアルヲ以テ女戸主ノ無爵華族ハ貴族院ニ對シテモ衆議院ニ對シテモ代表権ヲ有セサルノ結果トナレリ。果シテ然ランカ、均シク日本国民ノ一部分ニシテ永ク立法ニ参与スルコト能ハサルモノヲ存スルハ憲制ノ欠陥ト謂ハサルヲ得ス。此ノ如キハ憲法及附屬法令制定ノ當時ニ於テ眼中ニ置カサリシ無爵華族ナル者アルニ至ルヨリシテ起ルコトナリ。之ヲ憲法違反ト謂ハサルモ尚ホ憲法ニ支吾スルモノト謂ハサルヲ得ス。初メ僧侶華族及一代華族ハ無爵ナリシニ憲法制定ニ至リ故更ラ爵ヲ授ケラレタル精神ヨリ推シテ無爵華族ハ斷然不可ナルヲ認ムルナリ。

以上の如く、貴族院が示した女戸主の容認が不可であることを主張している。ここでは、華族制度が皇位継承の制度と「併行」すべきであると

の観点が重視され、さらに「皇室の藩屏」としての立憲政治上の役割に留意すべきを説いているところに注目したい。

さらに、この史料では、貴族院が女戸主を採用した理由を「女性ノ法定相続人アルカ為ニ之ヲ措キテ他人ヲ選定スルコトヲ得ス、為ニ華族タルノ榮典ヲ失フニ至ランコトヲ恐レタ」ためとし、しかしそれは、「無用ノ危惧」であると述べ、民法ではそのような時のために、第九七六条があり、「華族ハ……健全ナル時ヨリ万一ノ為ニ遺言シテ男子アラサル前ニ相続開始ニ至ルトキハ推定家督相続人ヲ廢除スル意志ヲ表示シ置クヘキナリ」と述べ、廢除の理由が裁判で認められた後、「親族會議ヲ開キ男子ノ家督相続人ヲ選定スルモ未タ遲シトセス」としている。女子の法定相続人がある場合には、この民法の規程によるべきであるとするものであった。

なお、貴族院の修正によつて、女系の相続を許そうとした点について、帝室制度調査局はそれを否定し、第一九条で「有爵者又ハ其ノ推定家督相続人養子縁組ヲ為ス場合ニ於テハ其ノ養子、家督相続人ノ指定又ハ選定ノ場合ニ於テハ其ノ家督相続人左ノ各号ノ一ニ該當セサルトキハ宮内大臣ノ認許ヲ受クルコトヲ得ス 一、養父又ハ被相続人ノ男系ノ六親等内ノ血族、但シ他家ヨリ入リタル者ノ実方ノ親族ヲ除ク 二、本家又ハ同家ノ家族若ハ分家ノ戸主又ハ家族 三、華族ノ族稱ヲ享クル者」と改められた。この条文の説明で、「第一号中「養父又ハ被相続人ノ男系ノ」ト加ヘタルハ原案ノ如ク単ニ六親等内ノ血族トスルトキハ何人ノ六親等内ノ血族ナルヤ明晰ナラス且女系ノ血族ヲ混入シ男系ニ重ヲ置クノ精神

ニ矛盾スルヲ以テナリ」としていることから調査局の立場は男系相統の原則に回歸する意図であることは明らかである。

さらに、貴族院の審議の際に問題となり、一時は「広義」に解釈すべきとされた「華族の定義」についても、華族制度調査局で改正された華族令第一条で「凡ソ有爵者ヲ華族トス 有爵者ノ家族ハ華族ノ族称ヲ享ク」とされ、この条文の説明で「本案第一条ニ於テ有爵者ヲ以テ華族トシ有爵者ノ家族ハ其ノ余蔭ニ依リテ華族ノ族称ヲ享クルニ過キサルモノナルコトヲ明ニシ以テ從來ノ疑團ヲ氷釈ス、從テ均ク華族ノ族称ヲ享クル者ノ中ニ在リテモ其ノ礼遇ヲ享クル者ト否トノ區別ヲ設ケラル、ヲ妨ケサルナリ」云々と述べており、結局「狭義」に戻されたのであった。

このような帝室制度調査局の審議結果は、伊藤博文同局総裁から上奏された。そこでは、「抑々華族ハ榮爵ヲ世襲シ長ク皇室ノ屏翰トシテ国家ニ効力スヘキ者ナルヲ以テ専ラ重ヲ男統ニ繫ク、其女子ノ戸主アルヲ容レサルハ自然ノ数ニシテ、皇室ト密邇ノ關係ヲ有スル華族ノ相統ハ、男系ニ依ル皇位繼承ノ本義ニ則ラサルヘカラサルハ固ヨリ其ノ所ナリトス」⁽⁴²⁾と記され明確に女戸主は、否定された。

こうして、華族令の改正案は、宮内大臣から上奏され裁可を経た後、明治四〇年五月七日皇室令第二号として公布されたのであった。

おわりに

以上、明治三十一年末からの第一三議会の貴族院に諮詢された華族令改正案の帰趨について、隠居容認に関わる明治天皇の意向、審議の中で議

論された「華族の定義」や「女系」男子相統、「女戸主」容認問題について検討してきた。

その個々の結論は、本文に譲るが、貴族院の審議により華族の定義が問い直され、それが宮内省や法制局によって伊藤博文の意見を参考にしながら検討された結果、一旦は華族の定義を当初の「狭義」から「広義」へ変更し、また爵を「公権」とする考えから「私権」と捉え華族の存続を重視する考えに変化した。伊藤の考えは、華族は「歴史的・自然的に得タルモノナレハ奪フヘキモノニアラス」との見方に特色があると思われる。それが、華族の家をできるだけ存続させていこうとする志向になったのであろう。このような宮内省の結論が貴族院の修正に影響を与えたのであった。貴族院の議論では、血族の相統者により華族の家を存続させたいとの視点が強かったもののようである。また、前掲拙稿で指摘しておいた通り、「隠居」の容認の審議過程に見られる議論では、立憲政治下の華族の責任は重大であるから其責を全うできないならば強壯健全の者と交代すべきであるとの考えが、強く反映されたものであった。

しかし、この貴族院の修正がそのまま改正につながった訳ではない。

貴族院の修正は、宮内省の爵位規程取調委員会では承認されたが、帝室制度調査局の再検討によって、隠居の容認は認められたものの、女戸主、女系相統などについては、修正されるに至った。帝室制度調査局の修正は、華族の定義は「狭義」へ戻し、爵については、「私権」と捉える側面よりも、天皇の大権により授与されることを重視したものであって、皇室の藩屏として皇位繼承の制度との親近性を持たせようという考えが

反映されているものと思われる。同局総裁の伊藤博文も結局は、華族制度の原則に回帰したということが出来るであろう。

このような、修正に修正が加えられる一連の議論中に、華族とは何か、またその役割は何かといった論点が垣間見られると思われるのである。

注

- (1) 「授爵条例及華族令草案立案ノ大旨」、「華族令関係書類」所収(宮内庁宮内公文書館所蔵)。
- (2) 「明治廿七年華族令改正資料」所収(宮内庁宮内公文書館所蔵)。酒巻芳男『華族制度の研究―在りし日の華族制度―』(霞会館、一九八七年、二二二頁。
- (3) 高橋紗良「華族令追加の成立過程」(『聖心女子大学大学院論集』二四号、二〇〇二年七月) 参照。
- (4) 『日本歴史』七七六、平成二五年一月号(吉川弘文館)。
- (5) 貴族院の修正を受けて爵位規程取調委員会が宮内大臣宛に提出した「具申書」(「爵位規程取調委員会ノ具申」、「華族令取調書類」所収、宮内庁宮内公文書館所蔵、なお酒巻前掲書、二三七頁にも掲載)。
- (6) 前注(2)の①酒巻芳男『華族制度の研究―在りし日の華族制度―』及び②同『華族制度の研究』第二輯(霞会館、一九八七年)。
- (7) 「華族令取調書類」所収(宮内庁宮内公文書館所蔵)。
- (8) 「華族令草案」、「華族令関係書類」所収(宮内庁宮内公文書館所蔵)。
- (9) 酒巻前掲書①、二二二頁。
- (10) 『帝國議會貴族院委員会速記録』(東京大学出版会、一九八六年)第一三回議會、明治三一年二月二〇日、三頁。
- (11) 前掲『帝國議會貴族院委員会速記録』第一三回議會、明治三一年二月第一三帝國議會貴族院諮詢の「華族令」改正問題について
- 二二日、六頁以下。
- (12) 前掲『帝國議會貴族院委員会速記録』第一三回議會、明治三一年二月二二日、九頁。
- (13) 前掲『帝國議會貴族院委員会速記録』第一三回議會、明治三一年二月二二日、九頁。
- (14) 「法制局決定案」、前掲「華族令取調書類」所収。
- (15) 前掲「法制局決定案」。この点に関しては、酒巻前掲書①、二三〇頁に引用がある。
- (16) 前掲「法制局決定案」。
- (17) 前掲「法制局決定案」。
- (18) 前掲「法制局決定案」。
- (19) 前掲「法制局決定案」。
- (20) 前掲「法制局決定案」。
- (21) 「華族ノ定義」、前掲「華族令取調書類」所収。
- (22) 前掲「華族ノ定義」。
- (23) 前掲『帝國議會貴族院委員会速記録』第一三回議會、明治三二年二月一日、一頁。
- (24) 「華族ノ称号ヲ狹義ニ解釈スルノ精神」、前掲「華族令取調書類」所収。
- (25) 前掲『帝國議會貴族院委員会速記録』第一三回議會、明治三二年二月一日、一頁。なお、酒巻は、この「ノ戸主」との変更を、「華族の曖昧なる故であろう」と記している(酒巻前掲書①、一三三頁)が、引用した議事録から明らかなように、華族を広義に解釈した故の修正であった。
- (26) 前掲『帝國議會貴族院委員会速記録』第一三回議會、明治三一年二月二一日、一頁。
- (27) 前掲『帝國議會貴族院委員会速記録』第一三回議會、明治三二年二月一六

日、四頁。

(28) 特別委員会の修正の内、華族の定義が「広義」に改められたことによる修正として、原案の第四項「華族ノ籍内ニアル者」に関する修正がある。この文言のうち、「ノ籍内ニアル者」という部分について、曾我から「ノ家族」との文言への修正を求める意見が出されたが、華族は、広義に解釈することが決められたことから、周布公平の意見により、その部分は削除して単に「華族」とすることが、委員会でも決されたのである(前掲『帝国議会貴族院委員会速記録』二月一六日、九頁)。この部分について、酒巻は、「華族ノ家族」と修正されたと記すが(酒巻前掲書①二三二頁、酒巻前掲書②一六四頁)、これは、委員会議事録を詳細に検討していないことによると思われる。なお、酒巻がそのように認識した理由は、宮内省内の史料(例えば「華族令取調書類」)に委員会修正案として「華族ノ家族」と記されていたことによると考えられるが、それは当時の印刷物にそのような誤記があつたためである。この部分が誤記であつたことは、二月二一日の秘密会冒頭において徳川委員長の委員会修正案説明でこの項について「華族ノ籍内ニアルモノトゴザイマスルト即チ華族ノ家族デアル故ニ不都合デアル夫レ故ニ華族ト単ニシタ方ガ宜カラウ、「ノ華族」トゴザイマスノハ是ハ正誤デゴザイマスカラ左様御承知ヲ願ヒマス」(参議院事務局編『貴族院秘密会議事速記録』(財団法人参友会、平成七年)、一六八頁。)と述べていることから明らかである。

なお、当時配布された委員会修正案に誤記があつたことは、二月二一日の全院委員会でも混乱を来たしている。さらに、「華族」と「家族」は発音が同じため速記録上も誤植の原因となっており、注意深く読む必要がある。会議で配付されたものに「華族ノ家族」とあるのは誤りであつたことは、曾我が、二月二一日の委員会で委員会修正案を説明する際に繰り返し

「先刻委員長ガ御説明ニナツタ通り誤リデアリマス「ノ家族」ト云フ三字ハナイ分デアリマス。削ッテアリマス」と述べていることなどからも明らかである(前掲『貴族院秘密会議事速記録』、一八〇頁)。

(29) 参議院事務局編『貴族院秘密会議事速記録』(財団法人参友会、平成七年)、一六九頁。

(30) 前掲『貴族院秘密会議事速記録』、一八三頁以下。

(31) 前掲『貴族院秘密会議事速記録』、一九二頁。

(32) 前掲『貴族院秘密会議事速記録』、一九二頁以下。

(33) 前掲『貴族院秘密会議事速記録』、一九六頁の曾我がの説明。

(34) 前掲『貴族院秘密会議事速記録』、二二二頁。

(35) 前掲『貴族院秘密会議事速記録』、二二二頁以下。

(36) 前掲『貴族院秘密会議事速記録』、二二六頁。

(37) 酒巻前掲書①、二二七頁以下。

(38) 「明治四十年明治四十三年華族令改正資料」中「第一六号」の史料(宮内庁宮内公文書館所蔵)。

(39) 「華族令改正案書類」所収(宮内庁宮内公文書館所蔵)。

(40) 「華族令改正案修正理由書」、「明治四十年明治四十三年華族令改正資料」二所収(宮内庁宮内公文書館所蔵)。なお、酒巻前掲書②所収の「華族令沿革考」にも改正華族令の逐条説明を掲載している(二七三頁以下)。

(41) 前掲「華族令改正案修正理由書」。

(42) この伊藤博文の上奏文は、酒巻前掲書①二四二頁以下に引用されている。

【付記】本稿は、科学研究費補助金(二〇一一—二〇一六年度)基盤研究C一九五二〇五七九「帝国議会貴族院議員の政治的基盤に関する研究」の成果の一部である。